

9 ゼロカーボン実現のための地域の取組への支援拡充や新たな仕組みづくりについて

【林野庁・経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省】

長野県の状況

●2050ゼロカーボン実現に向け、県民一丸となった取組を推進

- ・令和元年東日本台風により、千曲川の堤防が決壊するなど、県民生活に甚大な被害
この災害を契機に、令和元年12月、全国の都道府県で初めて「気候非常事態」を宣言
- ・令和2年4月、2050ゼロカーボン実現に向けて「気候危機突破方針」を策定
- ・令和2年10月、議員提案により「長野県脱炭素社会づくり条例」制定



令和元年東日本台風による被害

取組

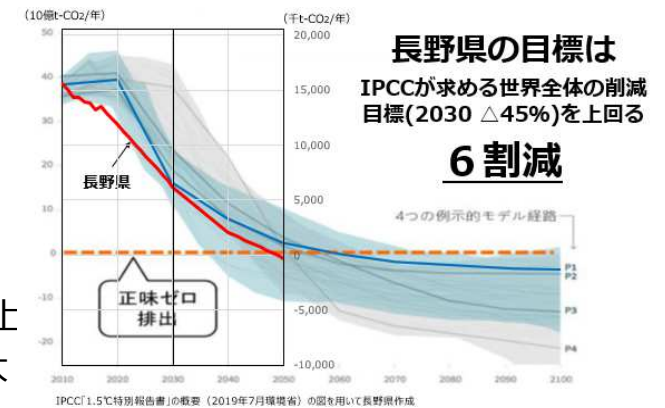
○令和3年6月、2030年度までの実行計画「長野県ゼロカーボン戦略」を策定

【数値目標】

2030年度の温室効果ガス正味排出量削減目標▲60%（2010年度比）

【分野別の取組】

- | | |
|-------|---|
| 交通 | 充電インフラを充実（未設置区間ゼロ、電池切れゼロ） |
| 建物 | 全ての新築建築物のZEH・ZEB化を実現 |
| 産業 | エネルギー消費量を年2%削減、イノベーションの創出 |
| 再エネ | 住宅太陽光と小水力発電を徹底普及、エネルギー自立地域10か所以上 |
| 吸収・適応 | 森林資源を健全に維持しCO ₂ 吸収量を増加、グリーンインフラを拡大 |
| 学び・行動 | 日頃から環境のためになることを実践している割合100% |



IPCC「1.5℃特別報告書」の概念（2019年7月環境省）の図を用いて長野県作成

○令和4年3月に「長野県地球温暖化対策条例」を改正

- ・電気自動車の普及に対応するため、電気自動車等の充電設備の設置に係る努力義務を創設
- ・建築物に係る環境エネルギー性能等検討制度の届出対象を拡大（令和5年4月1日施行）
- ・住宅の省エネ性能等に関する情報の報告・公表制度を創設（令和5年4月1日施行）
- ・再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、再エネ設備の設置及び再エネ由来電気等の購入に係る努力義務を創設



長野県が目指すゼロカーボンの未来（イメージ）

課題

- 2050年度までに脱炭素社会を実現するには、**国、地方自治体、事業者など、あらゆる主体の積極的な行動と連携が不可欠**
- 徹底的な省エネルギーと再生可能エネルギーの普及拡大の推進に加え、建築物や交通を含むインフラ、各種産業活動や日常生活など社会システム全般において、**急速かつ広範囲にわたり脱炭素化を進めることが必要**



提案・要望

1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金制度の拡充（環境省）

ゼロカーボン社会の実現に取り組む自治体を幅広く支援する観点から、新たに創設された「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について予算を拡充すること

また、国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対しても、地方財政措置を確実に講じること

2 建築物の脱炭素化の推進（林野庁・国交省・環境省）

全ての新築建築物のZEH・ZEB化に向けて、補助金や税制面からZEH・ZEBに誘導する仕組みを構築しつつ、ZEH・ZEB基準への適合義務化をできる限り早期に実現するなど、建築分野における脱炭素化を推進すること

また、公共建築物の木造化・木質化を促進するために必要な予算を確保するとともに、複数年度にわたる整備を対象とする要件緩和や補助率の引上げ、補助対象の拡充といった既存事業の見直しを行い、支援の拡充を図ること

3 交通（自動車）の脱炭素化の推進（経産省・国交省・環境省）

EV充電設備設置への支援拡充及び利便性の高い充電システムの構築に加え、CO2排出量の大きいバス・トラック等についても脱炭素化に向けた具体的な方針を示すなど、交通分野における脱炭素化を推進すること

4 再生可能エネルギー普及促進施策の拡充（経産省・資源エネルギー庁・環境省）

自治体別の再エネ電力の需給情報を入手できる仕組みの整備や系統接続の制約の解消に向けた取組の推進により再生可能エネルギーの拡大に向けた基盤強化の充実を図るとともに、促進区域制度については、既にFIT認定を受けた事業が促進区域内に事業地を変更できるようにするなど、地域と調和した再生可能エネルギーの普及促進施策を拡充すること